<調査報告>

京都泉涌寺古文書採訪記

を建保六年に寺地として寄進したという。を建保六年に寺地として寄進したという。斉衡二年、左大臣藤原緒嗣は山荘を寺として仙遊寺るという。斉衡二年、左大臣藤原緒嗣は山荘を寺として仙遊寺を見した。建暦元年に帰朝した入宋僧俊芿は戒律の復興、弘伝と号した。建暦元年に帰朝した入宋僧俊芿は戒律の復興、弘伝と号した。建暦元年に寺地として寄進したという。

完成した。泉涌寺の草創である。(国宝)として現存している。七年後の嘉禄二年には大伽籃がし、諸方の寄進を仰ぐために勧進疏を作った。「泉涌寺勧縁疏」)東久元年、俊芿はこの地に純然たる宋朝様伽籃の建造を発願

后、皇族方の御遺品が数多く伝蔵されている。寺宝は寛文八年係のものが多く、歴代天皇御念持仏を初めとして、各天皇、皇な皇室御菩提所となった。そのために、この寺の寺宝は皇室関ある。以来、皇室との結び付きが強くなり、中世、近世を通じある。以来、皇室との結び付きが強くなり、中世、近世を通じ各寺の拒否にあった。その時に御葬儀を引受けたのが泉涌寺で番入の乱後の混乱期に崩御された四条天皇の御葬儀は、京洛承久の乱後の混乱期に崩御された四条天皇の御葬儀は、京洛

も多い。 建立の宝蔵内に納められており、その中に納められた古文書類

一 鎌倉時代の古文書

を挙げねばなるまい。ともに宋朝風の力強い書体で書かれておある。次には俊芿が弟子心海に嘉禄三年に与えた法語=附法状り、「承久元年十月日、都勧縁新入宋学法比丘俊芿」の款記がり、「承久元年十月日、都勧縁新入宋学法比丘俊芿」の款記が大判の色替り彩蠟牋に黄山谷流の堂々たる書体で書 か れ て お遺されているだけであった。前に触れた「泉涌寺勧縁疏」は、泉涌寺開創期の古文書は、開山俊芿国師の自筆文書が僅かに泉涌寺開創期の古文書は、開山俊芿国師の自筆文書が僅かに

ものとして他に「止観大意」一冊を残す。り、俊芿自筆の書で国宝に指定されている。俊芿自筆と伝える

泉涌寺領摂津国湖江新免

観法幷主殿所番頭元広本雑掌円実与瓦林左衛門入道

庄下司左衛門尉季範等相論

新免内田参町余事

永仁四年六月一日下知可被沙汰之状如件

越後守平朝臣(花押)

丹波守平朝臣(花押)

ばしば現われるが、他文書では潮江新免となっているので、こでに寺領であったことがわかる。湖江新免は以後の文書にもし探題の裁決を示した文書で、摂津国湖江新免が、この時期にすたれは寺領内で起った雑掌と下司等との相論に対する六波羅

可早任天徳官符以下旨被優仏陁施入前関白家政所下、泉涌寺、水いで永仁六年の文書は、九条前関白家政所下文で次に示す。

れは「湖」が「潮」の誤まりと思われる。

等領進退領掌山城国紀伊郡苫手 等領進退領掌山城国紀伊郡苫手

而依有由緒永所寄附寺院也发東九条右得当寺解状偁件田者沙弥蓮性相伝之地里参拾参坪田壱町事

被尋下寺家之間天徳年中被成下官符之御領沙汰人等為御領内之由掠申去年

案殿御時被経御沙汰被止押妨之儀被以来雖送数百歳星霜曾無他妨就中

成下御教書畢且件名田全非御領内之条

当御代剩又以御領內所被寄附也然者為聞食被子細臯凢当寺代々御帰敬異他所備進次第証文明鏡之由就言上忝被

御下文者弥欲奉祈 殿中御繁栄乎者被断絶後代之窂籠被成下慇懃之政所

書等之旨永停止東九条御領沙汰人等之早任申請依天徳官符并 峯殿御教御丁文才外俗奉初 股中征繁朱乎老

寺家宜承知敢勿違共故下濫妨可令師跡相続進退領掌之状所仰如件

別当勘解由次官藤原朝臣(花押) 大従木工助永仁六年十一月 日 案主左衛門尉中原

鎌倉時代末期の寺領の一つとして山城国紀伊郡苫手里の名が別当趨解由次官藤原朝臣(花押) 大従木工助安倍(花押)

殿すなわち光明峯寺殿藤原道家の時に泉涌寺との関係が生じた 内容はよくわからないが、泉涌寺の成立が鎌倉時代初期である 見える。苫手里は中世を通じての寺領であった。天徳の官符の ものと思われる。藤原道家は俊芿に深く帰依し、授戒の師とし から、この官符は寺とは直接に関係があるものではなかろう。峯 房と共に有力な外護者の一人として、九条道家の存在を知るこ 寺地の寄進を行なった大和守信房、つまり豊前国伊方荘地頭信 た。そのような関係から寺領寄進が行なわれたものであろう。

英

は次にあげる南北朝時代の文書にくわしい。 鎌倉時代の古文書は僅かしか伝えられていないが、 その理由

とができる

南北朝時代の古文書

歩の四ヶ所があったが、「去年(建武三年)八月廿三日、東山 因寄進の八条油小路・沙弥蓮寂幷浄因寄進の北大宮田地五反十 九条田二段・比丘尼妙心寄進の七条町北頻、 書紛失の為、その証明に関する文書四通が収められている。 外題のある一巻が蔵されていて、泉涌寺別院二階堂領の寺領文 それによれば、泉涌寺別院二階堂領として比丘尼蓮念寄進の 南北朝時代の古文書では、 「建武四年寺領紛失記」という軸 自町東・比丘尼浄

乱入当寺、三ヶ日之間張軍陣於寺内、

集党類於蘭室

作守兼左衛門少尉中原朝臣などの署判が見られる。 東光寺住持正具、新熊野別当法印権大僧都、主計助兼明法博士 係者の証判を求めたのが、第一号文書である。本寺知蔵比丘高 件で寺領相伝文書を紛失してしまったという。そのために、関 凡未曾有次第也、仍件田地相伝之券契、同令紛失訖」という事 検非違使庁評定書の三通 違使庁の証明関係文書で、 左衛門大尉坂上大宿禰、 俊、首座比丘知秀、泉涌寺住持重俊、東福寺師諌、三聖寺石林 寺辺之放火、仏物之劫奪、 知客比丘仙季、維那比丘元祁、監寺比丘全智、都寺比丘印 明法博士兼右衛門大尉、 道具霊宝、不残一塵聖教多以散失、 検非違使別当宣、検非違使庁下文、 防鴨河判官美 残りは検非

泉涌寺領摂津国潮江 「建武四年寺領紛失記」以外の文書は貞治六年二月五日の

新免事任渡状之旨下地於

円被雑掌所渡付之状如件

貞治六年二月五日

僧朝深

(花押)

主計允秀俊(花押)

泉涌寺長老上人御房

れにしても文書類は少なく、 播磨田郷十二条十五里二十六坪一段の沽却状案などがある。何 とある潮江新免関係文書、 永和二年六月三日の近江国野州南郡 内容は寺領関係に限られている。

○ 摂津国潮江庄新免

日付長盛署判一通があり、共に泉涌寺の直務を確認したもので文明十四年には六月十日付「当院雑掌」宛の元長署判一通と同付六波羅御教書に「泉涌寺領摂津国潮江新免雑掌円実」と載せ付六波羅御教書に「泉涌寺領摂津国潮江新免雑掌円実」と載せ付六波羅御教書に「泉涌寺の直務が行われたものと思われる。は室町時代を通じて泉涌寺の直務が行われたものと思われる。は室町時代を通じて泉涌寺の直務が行われたものと思われる。当知行無相違処、号代官職柳本弾正忠違乱在之云々」とある。当知行無相違処、号代官職柳本弾正忠違乱在之云々」とある。当知行無相違処、号代官職和本弾正忠道、高い、大に泉涌寺の直務を確認したもので文明十四年には六月十日付に連立、大に東京、大に東京、大に泉涌寺の直務を確認したもので文明十四年には六月十日付に、大に泉涌寺の直務を確認したもので文明十四年には六月十日付続旨案に「泉涌寺修正神技術を開発しているので表記を開発している。

ある。元長署判のものは、

泉涌寺領摂州潮江新免分事、

為直務当知行云々、

任去三月廿

定される。 定される。 定される。 定される。 に任今月十日御折帝旨」となっている以外は全く同文言である。 に任今月十日御折帝旨」となっている以外は全く同文言である。 に任今月十日御折帝旨」となっている以外は全く同文言である。 に任今月十日御折帝旨」となっている以外は全く同文言である。 に任今月十日御新帝旨」が となっており、長盛署判のものは「任三月廿六日御奉書旨」が となっており、長盛署判のものは「任三月廿六日御奉書旨」が

される。翌享禄三年になると、前述の同年九月二十日付綸旨案ので柳本が当所と極めて密接な関係を有していたことが推定るので柳本が当所と極めて密接な関係を有していたことが推定るので柳本が当所と極めて密接な関係を有していたことが推定される。翌享禄三年十二月十一日付柳本弾正忠陀幕門泰書に「泉涌寺雑掌申摂川塩江新免事、為直務当知た衛門尉に対する違乱停止が柳本弾正忠に対してなされていまたで柳本が当所と極めて密接な関係を有していたことが推定される。この森八郎左衛門尉に対する違乱であろうと推定される。この森八郎左衛門尉に対する違乱であろうと推定される。この森八郎左衛門尉に対する違乱停止が柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。享禄二年十二月十一日付柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。享禄二年十二月十一日付柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。享禄二年十二月十一日付柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。写禄二年十二月十一日付柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。写禄二年十二月十一日付柳本弾正忠宛幕府奉行人飯尾堯連、か。写禄二年十二月十一日付綸旨案

に「号代官職」して違乱したと柳本弾正忠自身の違乱が問題と

直務という経営内容が、この場合如何なるものであったろう

るまい。 上使による直接経営であったと推定するのも強ちに無理ではあたことにあると認識されているのをみれば、当所の経営が直務い。享禄三年、天文七年に柳本弾正忠の違乱が「号代官職」しなる。或は亭禄二年の違乱と内容は同じ で ある のかも知れな

あるものである。 入遣責使候也」の文言があり、具体的な処置を示した点で興味入遣責使候也」の文言があり、具体的な処置を示した点で興味ので、文章に多少難はあるが、「万一寄事お左右令難渋者、可なお、天文七年の幕府奉書は「当所名主百姓中」に宛てたも

口 山城国愛宕郡字河原城

所を平野田と称して下地を違乱したというのである。結論は平三日付の左大史某の判文によれば、九条下司康基なるものが当との間にその帰属をめぐっての相論があった。応永三年十一月二坊五町にある一町の田地であるが、応永三年に至って平野社河原城について詳しい事は不明である。これは愛宕郡の九条

って、公家方の裁許が二十七日以前になされたことを示していって、公家方の裁許が二十七日以前になされたことを示していた条無其謂候歟、且神主兼内非愛宕郡内之由、注進分明白後、日付左大史の書状に「泉涌寺領九条堀川河原城、号平野田違乱ら康基の違乱を停止せよというものである。同年十一月二十七ら康基の違乱を停止せよというものである。同年十一月二十七

これに基づいて幕府が遵行するが、同十二月二十一日付の

泉涌寺雑掌申山城国

少太寸字家维算艺术中半旨退九条下司基康違乱可时坡河事任去十一日御教書野君那内九条二坊五町壱愛宕郡内九条二坊五町壱

三 山城郡紀伊郡苫手里

ものであろう。

される点は将軍権力の構造を考える上での一つの示唆を与える

の施行者であると思われる人物に宛て義満個人の御教書が発給

ものと思われる。正式な管領署判の御教書の後に恐らくは直接

野社領が紀伊郡及び葛野郡にあって愛宕郡にないということか

なり「件名田全非御領内之条」を確認した上、更に当時点で若が問題になっている。同文書に依れば九条道家の時にも問題とう。永仁六年には九条家領内と称して沙汰人等が押領したこと由緒あって相伝していたものを泉涌寺に寄進された もの とい由緒あって相伝していたものを泉涌寺に寄進された もの といま手里三十三坪にある田地一町で、比々田と号したものであ苦手里三十三坪にある田地一町で、比々田と号したものであ

あったものと思われる。内」と表現されているので、九条家領とかなり入組んだ関係に内」と表現されているので、九条家領とかなり入組んだ関係にた応永五年八月十五日付九条家政所御教書にも「東 九 条 御 領干の寄進が行われたようであり、この永仁六年の下文を確認し

その後、享徳、康正期には山門雑掌が日吉田と号してこれを

拠ってその繑を止めなかったことから、かかる幕府奉行人奉書 対して泉涌寺で応訴したところ「永仁以来証文明鏡之上者」(享 文章に少々難があるが、享徳二年の幕府奉行人奉書に「依山訴 署判人は飯尾為数、布施貞基であり、宛所は山門雑掌である。 乱云々、太不可然、早可被停止其綺者也、仍執達如件」とある。 町事、被取問状御教書被成、 幕府奉行人奉書には、「泉涌寺雑掌申山城国紀伊郡内苫手里壱 押領したことから事態が紛糾する。康正元年十二月二十九日付 の発給となるのである。享徳元年には前記守護代宛為数、貞基 奉書を出さざるを得なかった。ところが山門は初めの御教書に 貞基連署奉書)当知行に任せて泉涌寺の寺務を全うせよという 徳元年十二月十八日付馬状五郎左衛門尉宛守護代国助遵行状) 雖被成御教書」の文言があることからすると、 山門の訴訟によ って支証の糺明なく御教書を発給してしまったらしい。これに 「追而可有糺明之間」(享徳元年十月十一日付飯尾為数、布施 不及糺明就遵行、号日吉田動致違

尾為種(永祥)に替っている点を付加えておく。年、康正元年には奉行人が飯尾為数であるが、享徳二年には飯奉行人奉書が出され、国助、忠吉の遵行状が出される。享徳元を再び守護代宛に「任当知行之旨、可被全寺家所務由」の幕府めた最初のものであるらしい。翌専徳二年には九月二十七日付めた最初のものであるらしい。翌専徳二年には九月二十七日付

馬伏五郎左衛門尉であろう。どうやらこれが山門宛御教書を改

って安堵されている。

この寺領は享禄二年六月十八日付幕府奉行人の連署奉書を以

との他

応永十七年十月五日付足利義持袖判御教書がある。これは若

書は泉興寺領域州所々を泉涌寺の進止とする綸旨の施行状である。なお、この地名については再考する必要がある。なお、この地名については再考する必要がある。狭国遠敷□(西カ)郷守国、貞枝公文名と同名田庄中村枫□谷、狭国遠敷□(西カ)郷守国、貞枝公文名と同名田庄中村枫□谷、

る。

ものであろうか。なお、為清署判の奉書としては草禄元年十月他は名主百姓、所々百姓宛である。或は泉涌寺が管領していた府奉行人奉書が出されている。草禄二年分のみ緒方又三郎宛で年にかけて毎年その主体は違うが遠礼停止の飯尾為清署判の幕小松谷本願寺領城州所々散在分について、草禄元年から同四

連署奉書、そして守護代国助遵行状、更に同十二月十九日付忠

吉署判の遵行状があるが、この忠吉は恐らく国助遵行状の宛所

十日付のものは比較的早いものであろう。

(五) 観音寺田五段

通である。 が別当として管領していたものである。 の今村兄弟の違乱に関するものである。この観音寺領は雲龍院 塔頭の観音寺の文書が十通あり、いづれも永正十三、十四年 なお、同文書は次の十

I幕府奉行人奉書 永正十三年 八月 九 H

Ⅱ幕府奉行人奉書案

(永正十三年)

八月

九

N守護奉行人奉書案 Ⅲ守護奉行人奉書 永正十三年 九月 +

(永正十三年)

九月二十二日

VI幕府奉行人奉書案 V守護奉行人奉書案 (永正十四年) (永正十三年) 七月 十三 日 九月二十六日

Ⅵ幕府奉行人奉書案 (永正十三年) 八月二十一日

九月二十八日 九月二十三日

IX幕府奉行人奉書案

Iは正文であり、今村兄弟との確執の起因が述べられている X守護奉行人奉書 (断翰) 九月 十六 日

ので少々長文であるが左に掲げる。 新熊野観音寺 順礼堂 領寺辺田地 五段時観音寺事先年一旦為円朝僧於

件源蔵主死去之条称其相続今村源左衛門尉

?藤左衛門尉掠領之⊬若有子細歟之旨被尋

看坊預置彼堂之処対源蔵主令沽却候也

者真祐僧致勧進遂其功奉加帳才分明也然 仰之処円澄為寺家造営令沽却之間源蔵主 上者今村支状之旨太以無謂所詮被返付之訖 致買淂寄附福聚院之趣雖支申候也於当堂

早退彼才押妨如元全領知可被専当堂興隆之

永正十三年八月九日

由所被仰下也仍執達如件

近江守

(花押) (花押)

雲龍院雜掌

ろう。 署判人近江守は飯尾貞運であり、 散位は恐らく松田秀俊であ

ⅡはⅠの裁許を山城守護大内義興に施行したもので文章は裁

のである。署判人はIと同じである。 許の論拠を「被遂御糺明之処」と簡略化しているが同趣意のも

は大内義興の奉行人杉兵庫助貞重である。 Ⅲは「任去月九日御下知之旨」せての打渡状であり、署判人

以外次第也、所詮於苅取作毛者令糺返、至下地者聊不可成綺 取彼作稲之由、雲龍院被申旨、冷泉民部少輔殿被遂披露早、 対当所社家中去八月廿一日雖被成御下知候、不能承伏、剰苅 新熊野観音寺順礼堂領寺辺田地五段事、可停止今村押妨之由 Ⅳは喜什弘頼、杉貞重の連署奉書案である。

之由、堅被相触今村源左衛門尉同藤左衛門尉両人、可被沙汰

— 77

渡寺家雑掌、 永正十三 右牽書案文対裏副遣者也、仍執達如件

九月廿二日

新熊野社家中

弘頼判

貞重料

でなく、守護独自の発給であることであろう。 同じである。注目すべき点はこの二通が、幕府奉書の遵行の形 Ⅵは新熊野社家中宛であるが、署判人が諏訪長俊、 は日付が四日後であるが、全く同文のものであり、宛所も 松田英致

Ⅳ、Vで問題となった苅田行為の停止が主題となっている。 に替っている。内容は勿論今村兄弟の濫妨停 止で あり、就中

成敗之処、今村不能承引尚以令進退云々、以外次第也、早停止 三」の誤記であろう。理由は、第一に苅田の行為に触れていな この文書には「永正十二二」の注記があるが、これは「永正十 彼濫妨、可被沙汰付寺家雑掌之由」を内容とするものである。 度」は必ずしも「去年」を意味するものではなく、むしろ「今 しているのに対し「今度被遂御糺明」 という表現であり、「今 不備である。第二に、Mでは「去年被遂糺明」と明確な表現を としている苅田の行為に言及しないのは、行為後の奉書として いことが挙げられる。Ⅳに於いても既に問題となりⅣでも問題 Ⅷは飯尾貞運、松田秀俊の連署奉書案で「今度被遂御糺明御

> に依ってこれを永正十三年のものと推定するのである。 に再び飯尾貞運、松田秀俊署判は矛盾である。以上四つの理由

W及びIXは同内容のものであり、Wは今村兄弟宛、

IXは新熊

第四に、Ⅵで既に奉行人が諏訪長俊、松田英致に替っている

取作毛带兵具条云、及狼藉条云、背故戦御法云、違背度々御下 野社家宛で共に長俊、英致連署である。ここでは「以多人数苅 ™と逆の同理由により永正十四年と推定される。 知難遁其咎」とその違法の条々が列挙されている。発給年は、

と日付署判のみであるが喜付弘頼、 XはⅦの裏打に使われた断翰で「……遂披露事……」の本文 杉貞重の花押を載せている

ので付加えておく。

四 近世泉涌寺の寺領

たい。 る。これらの史料から、 正文と、江戸時代の将軍の判物・朱印状の写しが主に 現 存 す 泉涌寺の近世の寺領関係史料は、秀吉時代の判物・朱印状の 泉涌寺の寺領の変遷を簡単に述べてみ

寄進した、という内容のものである。同日附で寺領目録が出さ 各地に散在していた寺領を、泉涌寺郷二百四十九石と、横大路 (山城国紀伊郡で現京都市内)二百四十四石にまとめて秀吉が

最初の史料は、天正十三年十一月二十一日の秀吉の判物で、

年」を表現しているにふさわしい。第三に、Ⅳに「去八月廿一

日雖被成御下知候」とあり、Ⅲの日付八月二十一日に合致する。

と思われる。合せて四百九十四石とあって、石未満を四捨五入しているもの合せて四百九十四石とあって、石未満を四捨五入しているものば、泉涌寺廻りで二百四十九石六斗、横大路で二百四十四石、れていて、これには秀吉の朱印が押してある。この目録によれ

世として今熊野の出米五十四石が与えられた。 東の一つである来迎院に朱印状が出され、山城国山科郷内の替 頭の一つである来迎院に朱印状が出され、山城国山科郷内の塔 の朱印状で、泉涌寺領内大仏敷地の入替として、今熊野の出米 の内十三石五斗五升を宛行われた。そして同じ日に泉涌寺の塔 の内十三石五斗五升を宛行われた。そして同じ日に泉涌寺の塔 の大田状が出されていて、ここで公役の を免除される旨の秀吉の朱印状が出され、山城国山科郷内の替 の大田状で、泉涌寺領内大仏敷地の入替として、今熊野の出米 の大田状が出され、山城国山科郷内の替 の大田状が出まれ、山城国山科郷内の替 の大田状で、泉涌寺領内大仏敷地の入替として、一大田、 の大田、 の大田、

なっている。

含まない)は、五百四十七石一斗五升となった。吉時代の寺領の変動が終わり、泉涌寺の朱印地(来迎院の分はとして、同国船井郡の青戸村内の四十石を与えられ、ここで秀文禄四年十月二日の秀吉の朱印状で、丹後国上湖摩村の替地

路村二百四十四石、丹波国森村四十石、合せて六百一石一斗五した。 秀吉が寄進した、泉涌寺廻り三百十七石一斗五升、横大して、秀吉が寄進して、泉涌寺廻り三百十七石一斗五升、横大七月二十七日に「知行之目録(同日附の家康の判 物 写)」を出七月二十七日に「知行之目録(同日附の家康の判 物 写)」を出七月二十七日に「知行之目録(同日附の家康の判 物 写)」を出れたとはそのまま承認されている。家康は諸大名の領知を、江戸時代にはいっても、秀吉が寄進した寺領と、諸役を免除江戸時代にはいっても、秀吉が寄進した寺領と、諸役を免除

に、丹波国代官権太小三郎之親の指示で、船井郡森村に替地と文禄四年に与えられた丹波国青戸村は、慶長七年九 月 十 七 日て、一緒の判物を与えられている。また、年号が前後するが、四石は、来迎院の院領としてではなく、泉涌寺の寺 領 に 含 めした。この際、天正十七年十二月十日に来迎院へ給与した五十升を安堵し、門前・境内の諸役を秀吉の時代と同じように免除

れぞれ出された。月九日に家光の判物、寛文五年七月十一日に家綱の朱印状がそる)で、元和三年七月二十一日に秀忠の判物、寛永十三年十一る)で、元和三年七月二十一日に秀忠の判物、寛永十三年十一以下、同様の内容(但し、寺領の合計が六百一石一斗余とな

分の物成を延宝六年より泉涌寺へ渡すように申入れている。従 一石一斗余となる。この四百石の新寺領が寄進されたことは、 一石一斗余となる。この四百石の新寺領が寄進されたことは、 一石一斗余となる。この四百石の新寺領が寄進されたことは、 たのではなく、四百石の田畑より収納される物成で渡されていたのではなく、四百石の田畑より収納される物成で渡されていたのではなく、四百石の田畑より収納される物成で渡されている。すなわち二村を支配下に置いているその当時の幕府の代官 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 といいるその当時の幕府の代官 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 といいるその当時の幕府の代官 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 といいるその当時の幕府の代官 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石 である五味藤九郎豊旨に対し、幕府勘定所の役人より、四百石

って百五十石前後の米を寺納したのであろう。

ないことから、泉涌寺に対しても出されなかったことは間違い が大名の領知判物や朱印状は、家継と慶喜の代には出されてい であるが、大名より数カ月遅れて出されるようである。ところ 出された翌年に寺社に出されていて、家斉以降は大名と同じ年 と次のことがわかる。初期はまちまちだが、家綱以降は大名に 印地(寺社の諸役免除の地)に対して出される年を比べてみる いが、諸大名に下される領知判物や朱印状の出された年と、 写しが残っている。将軍家宣・家継・家慶・家定・慶喜のは無 年九月十一日の家斉、万延元年九月十一日の家茂の各朱印状の 四年八月十一日の家重、宝暦十二年八月十一日の家治、天明八 貞享二年六月十一日の綱吉、享保三年七月十一日の吉宗、 延宝六年以後の朱印状は、寺領が千一石一斗余の記載となり 延享

ので、この時も寺に朱印状が存在しないのもうなずける。しか のかもしれない。 るが、泉涌寺には残っていない。あるいは写しが残らなかった し家慶と家定の代のものは他の寺には現存しているところがあ また家宣のは、大名に判物・朱印状を出した年に没している なかろう。

なり、さらに、文禄四年に五百四十七石一斗五升(他に来迎院 石一斗五升(来迎院へは五十四石別朱印で与えられている)に と、天正十三年時は四百九十三石六斗で、天正十七年に五百七 以上、天正十三年より寺領の変遷を追ってきたが、まとめる

> ある。 六年に増領があって千一石一斗余となって、維新に至るわけで の別朱印の院領を一緒にして、六百一石一斗五升となり、延宝 〜五十四石)となった。江戸時代にはいり、元和元年に来迎院

る。 長福寺の九石八斗である。これらはいつ寄進されたか不明であ 頭に、別に幕府から寄進されているのがある。悲田院の九石と 寺内の各塔頭に分配している。また、何らかの由緒で個々の塔 この寺領は泉涌寺全体に幕府が寄進したもので、 これを泉涌

寺領を分けた様子がわかるので、 ここに「泉涌寺惣山知行目録」というのが現存し、各塔頭に 原文のまま引用する。

四百八拾石壱升 泉涌寺惣山知行目録

方丈領

内四百石者新加

参拾弐石八斗六升六合 弐拾七石五斗 五拾石六斗七升弐合

悲田院

揚柳寺

雲龍院

来迎院

樣御朱印被"成下,候時分御断申上、 内五拾石余者自1往古1別御朱印二而御座候所、 惣山御朱印之内江

百四石五斗六升三合

此外九石別御朱印西院村

所頂戴仕候、

	71/1																				
一代孝明天皇までの江戸時代の歴代天皇及び将軍徳川秀忠の娘	そこには八十七代四条天皇の他、百八代後水	泉涌寺の霊明殿の東に鎮まる陸墓を総称して泉山陵という。		五 泉涌寺近世史料		方の一端を窺うこともできよう。	が、他の関連史料と結びつけて考察すれば、近世の寺領の在り	近世の泉涌寺領について主に朱印状に基づいて簡単に述べた	以上の通りである。	都合千壱石壱斗余		一 拾弐石四斗四升弐合	一 弐拾石壱斗弐升	此外九石八斗別御朱印西院村	一 参拾六石七斗七升	一 五拾三石弐斗七升四合	一 弐拾九石	一 七拾九石三斗	一 拾七石三斗壱升四合	一 拾七石八斗五升	一 三拾九石四斗弐升五合
	百八代後水尾天皇から百二十	て泉山陵という。										無地不足	行者		長福寺	新善光寺	善能寺	法安寺	照善院	寿命院	法音院
"	〇後水尾天皇 寛永三年二月廿四日	" 十八年十二月十四日	〇後陽成天皇 慶長十五年八月五日	天正十二年九月八日	〃 十一年十一月廿一日	〃 十年三月一日	〇正親町天皇 永禄三年十二月廿九日	綸旨には次のものが現存している。	を行なうことにしたい。	で整理済の綸旨、戦国大名史料、御遠忌関係史料の簡単な紹介	後の調査に期待することにして、本稿では第一次~第三次調査	たばかりであり、御宸筆、遺品、寺領支配関係史料とともに今	群であると思われる。しかしながら近世史料の調査はまだ始め	関係、朝廷及び公家・武家の財政状況の一端を知り得る好史料	軽視されがちであった江戸時代における朝廷と幕府・諸大名の	箱に入れられ保存されており、やや特殊な史料とはいえ、従来	皇后の葬礼、法要関係の史料は、厖大な量がひとりづつ整然と	待遇を受けていた寺であることが知られる。それら歴代の天皇	皇室に最も関係の深い寺であり、皇室及び徳川幕府から特別な	皇后・中宮の御陵がある。このことから泉涌寺は近世において	で後水尾天皇の中宮となった和子(東福門院)をはじめとする

寛永六年二月廿八日

"

〇明 正 天 皇 寛永十九年三月廿二日

〃 廿一年三月十八日

正保二年十月朔日

され「史料綜覧」にも泉涌寺文書として出ているが、脱落してである。右のうち多くは東大史料編纂所によって影写本が作成内容は大部分住持職補任の件と、伽籃修造の為募金許可の件

頃にも各々霊元、仁孝天皇の綸旨が出されたと思われるが目下旨の写があり、そのことから御遠忌直前の延宝三年、文政七年年、安永三年、天明年中の各々中御門、後桃園、光格天皇の綸たもので、所謂紫衣事件に関する重要な史料といえよう。以上たもので、所謂紫衣事件に関する重要な史料といえよう。以上たものもある。後水尾天皇の寛永三年、同六年の四通の綸旨いるものもある。後水尾天皇の寛永三年、同六年の四通の綸旨

ものであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれものであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれている。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項に言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項に言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項に言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項に言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺の項に言である。大正五年発行の「大日本寺院総覧」の泉涌寺のであり、前記四大納言、勧修寺大納言、甘露寺中納のであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれるのであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれるのであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれるのであろう。寺領四百石余に関してはこの文書には何もふれるのである。大正五年の大田本である。

記に示そう。 三通は文禄の役の際のものと思われる。最も長いものを一例左三角は文禄の役の際のものと思われる。最も長いものを一例左 られていない。

遺候猶民部卿法印被仰聞候通木下半介可申候也高麗事、新羅、百済、高麗朝鮮国悉平均被仰付先勢唐境被差為二名護屋見廻」祈禱卷数幷帷子二、遠路到来悦思食候。於

六月十五日 (朱印)

のところはみあたらない。

泉涌寺

木下半介に関しては不明である。右の他五月廿一日付、八月十頂にあった頃である。民部卿法印は前田玄以のことであるが、り戦わずして平安道平壌城を陥れた日であり、秀吉が得意の絶文禄元年六月十五日は、小西行長、黒田長政らが大同江を渡

ことを申添えておく。

ことを申添えておく。

は日付のものは在陣見廻として、扇子、帷子等を泉涌寺が贈ったことに対する礼状である。年代は文禄元年、同二年と思われたことに対する礼状である。年代は文禄元年、同二年と思われたことに対する礼状である。年代は文禄元年、同二年と思われたことを申添えておく。

鍜冶屋、油屋、表具屋、塗師、仏師、机屋、八百屋等の名も記録治屋、油屋、表具屋、塗師、仏師、机屋、八百屋等の名も記察・武家・諸末寺・塔頭からの寄付金が、その主な財源であった。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめとして外様大名、譜代大名、た。武家の中には御三家をはじめた。

が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。記」「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。記」「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。記」「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。記」「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。記」「諸向江書札之留」「伝奏鏡済ケ条覚」等があげられよう。とができ、後者は寺領民の意識形態の一端を知ることができるとができる。泉涌寺と助う三人の雑掌がとりもったいたと思われ、彼らとの往復書簡類が多数残存し、彼らの名は、一部分にある。「諸向江書札之留」が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」が諸書に散見するのはそのためと思われる。「諸向江書札之留」とができ、後者は、一部分においていることができる。

勝竜寺、上羽村、

村、丹州森邑が庄屋個人または、惣百姓中という形で香資を奉

されており、また、泉涌寺領の横大路、

返答書が若干あり、寛政から明治までの「日記」がほぼ累年現 どは現存している。)右の他幕府寺社奉行からの質問に対する 時に記されていることが注目される。(これらの原史料の殆ん が写されているが、薩摩、長州の場合は藩の寺社役の書状も同 には全国の諸末寺への遠忌に関する口上書、諸末寺からの返事 として結びとしたい。 近世史料は大部分が未整理であり、今後の調査に期待すること 行記 第二章)、村尾元忠 (第三章)、松平秀治 (第四章)、山中 以上執筆担当者は次のとおりである。大三輪龍彦(第一、

存していることも忘れてはならないことである。いずれにせよ

清孝 (第五章)

- 84 -